

# 私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準の一部改正（案）の概要

千葉県総務部学事課

## 1 改正の理由

県では、県内に所在する私立高等学校の通信制課程に係る設置認可を行うため、私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準を定めています。

このたび、国において、高等学校通信教育の質の保障に向けて高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）の一部改正（令和4年4月1日施行）が行われることや、中学校卒業生数の減少期への対応等を踏まえ、私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準の改正（案）を作成しました。

## 2 主な改正の内容

（1）高等学校通信教育規程の一部改正（令和4年4月1日施行）に伴う見直し通信教育連携協力施設（面接指導等実施施設及び学習等支援施設）の設置について、生徒の修学に支障が出ないように規定を設けます。

（2）設置認可に係る県の方針の明示

私立高等学校通信制課程の設置認可に係る必要事項については、これまでも運用で確認してきているところですが、中学校卒業生数が減少期にある中で、県内私立高等学校の適正規模・適正配置に向けた設置認可に係る県の方針をあらためて明示するとともに、通信制課程を設置する場合の確認事項を附則で示します。

（3）設置計画等の履行状況の確認

私立高等学校通信制課程の設置認可後において、認可時に提示された設置計画の適正かつ確実な履行を担保するため、必要な場合には設置計画の履行に当たり留意事項を付し、また設置計画や留意事項の履行状況を必要に応じて確認するための規定を設けます。

## 3 施行予定日

令和4年4月1日